

コーポレート・ガバナンスと CSR（企業の社会的責任）

コーポレート・ガバナンス	48
役員一覧	51
CSR（企業の社会的責任）	54

コーポレート・ガバナンス

当社は、「伊藤忠商事企業理念」及び「伊藤忠商事企業行動基準」に則り、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築することにより、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針とし、この基本方針に則った、適正かつ効率的な業務執行を確保することができるよう、意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれた体制を構築します。

また、適時適切な情報開示に努め、株主へのアカウンタビリティを十分果たすことにより、株主からの信頼に基づいた経営を行います。

経営体制

当社は、監査役会設置会社です。取締役会は当社の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。また、執行役員制度を採用し、執行役員が代表取締役の指揮命令・監督の下にそれぞれの担当職務を執行することにより業務の効率化を図っています。各監査役は、取締役会その他の社内重要会議に常時出席し、また、主要幹部と定期会合を持ち報告を受ける等、経営及び取締役に対する監視・監査機能を発揮して、当社の健全な発展に寄与しています。さらに、社外のさまざまな分野における専門家を招いたアドバイザリーボードを設置し、当社の枠に縛られない柔軟で客観的な視点で経営の方向の妥当性を検証しています。なお、取締役の各事業年度に対する経営責任を明確化するため、2006年3月期には役員退職慰労金を廃止し、業績も反映して決定される年次報酬に一本化しました。また、2007年3月期からは取締役及び執行役員の任期を1年に短縮しました。

Headquarters Management Committeeおよび各種社内委員会

社長を補佐する機関としてHMC (Headquarters Management Committee)を設置し、会社の全般的経営方針および経営に関する重要事項を協議しています。さらに各種社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行い、社長および取締役会の意思決定に役立てています。(49ページの別表ご参照ください。)

ディビジョンカンパニー制

当社は、1998年3月期からディビジョンカンパニー制を採用し、7つのカンパニー（繊維・機械、宇宙・情報・マルチメディア、金

属・エネルギー、生活資材・化学品、食料、金融・不動産・保険・物流）が担当事業領域における経営の責任を負い、自主経営を行っています。各カンパニー内での意思決定は、プレジデントがDMC (Division Company Management Committee)の補佐を受けながら、市場・顧客のニーズに対応し、迅速に行っています。総本社は、全社の経営戦略の企画及び総合経営管理に特化し、コベナント(総資産、有利子負債、リスクアセット等)の設定、特に重要な事項に対する承認権の行使等によりカンパニーを統括し、カンパニー自主経営と総本社による全社戦略の企画および総合経営管理との間でバランスのとれた効率の高い経営体制を構築しています。

内部統制

当社は、2006年4月19日の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しました。(その概要については50ページの別表をご参照ください。)この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

内部統制の3つの目的(①法令遵守の徹底、②財務報告の信頼性確保、③経営の有効性と効率性の向上)のうち、法令遵守については50ページに詳述するように従来からコンプライアンス体制の充実に努めています。財務報告の信頼性確保を目的とした内部統制についても、関連社内規程を整備するとともに、適切な統制機能を業務プロセスに組み込むことにより構築していますが、この体制をより一層充実させるためのプロジェクトを現在進めています。また、経営の有効性と効率性向上に向けた業務改革プロジェクトである「ITOCHU DNA プロジェクト～Designing New Age～」も2007年3月期から開始しています。

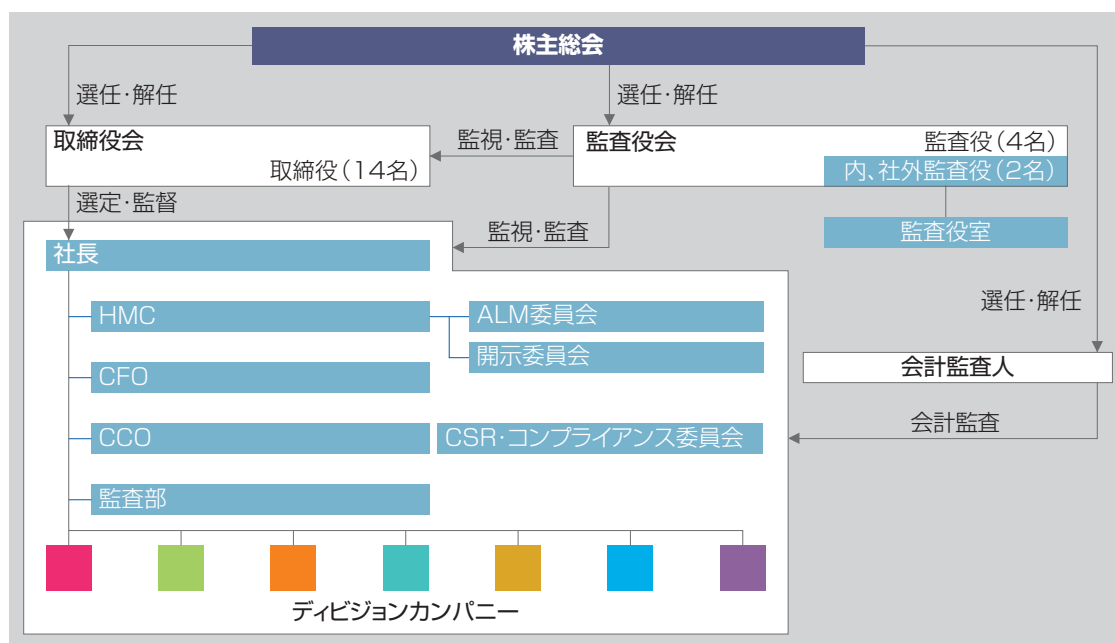
リスク管理

市場リスク、信用リスク、投資リスク等様々なリスクに対処するため、各種管理規則、投資基準、リスク限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューし、管理手法の高度化に努めています。

ディスクロージャーおよびアカウンタビリティの強化

当社は、「伊藤忠商事企業行動基準」において「伊藤忠商事は株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションをはかり、積極的に企業情報を正確かつ公正に、適時開示します。」と謳っています。これに基づき、開示に関する社内の取扱ルールを定め、関係者間の綿密な連絡体制を構築することにより適時適切な開示に努めています。なお、2006年3月期には開示委員会を設置、さらに2007年3月期にはIR室を設置する等、開示体制の更なる充実を図っています。

現行のコーポレート・ガバナンス体制



- (注) 1. 各ディビジョンカンパニーには、カンパニープレジデント及びカンパニーCFOを設置
2. 内部統制システムは社内のある階層に組込まれ、そのすべてを表記することは出来ませんので主要な組織のみ記載

主な社内委員会

名 称	目 的
ALM委員会*	・全社のB/S管理・改善及びリスクマネジメントに関する全社的分析・管理並びに管理手法・改善策等の提言
戦略投資委員会	・中期経営計画における戦略投資の検討
横断案件推進委員会	・全社横断型案件において総合力を発揮し、カンパニー間のシナジーを実現するための支援・推進
役員報酬諮問委員会	・役員報酬制度の整備・運営に関する検討
CIO委員会*	・グループ情報化戦略についての方針・施策の検討と推進
開示委員会	・開示にかかわる内部統制（財務報告にかかわる内部統制を含む）に関する方針・施策の検討
CSR・コンプライアンス委員会	・CSRに関する方針・施策の検討と推進 ・当社経営理念、企業行動基準の周知徹底並びに遵守の総括管理
DNAプロジェクト委員会*	・グループ全体での業務改革推進にあたっての方針・施策の検討

*ALM=Asset Liability Management *CIO=Chief Information Officer *DNA=Designing New Age

内部統制システムに関する基本方針（概要）

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- ① 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ③ 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決議をもって任命し、代表取締役の指揮命令・監督の下に、担当業務を執行する。
- ④ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

- ① 取締役及び使用人は、「伊藤忠商事企業理念」及び「伊藤忠商事企業行動基準」に則り行動する。
- ② チーフコンプライアンスオフィサー、CSR・コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適正性確保の為の体制整備

- ① 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、チーフフィナンシャルオフィサーを設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。
- ② 開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(4) 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他の様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規制、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) HMC及び各種社内委員会

社長補佐機関としてHMC (Headquarters Management Committee) 及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。

(2) ディビジョンカンパニー制

ディビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

(3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理体制

子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

(2) コンプライアンス

「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

(3) 内部監査

子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

6. 監査役の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に監査役会の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(1) 重要会議への出席

監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 報告体制

- ① 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- ② 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査部の監査役との連携

監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

以上

役員一覧

2006年7月1日現在



取締役副会長 加藤 誠	取締役副会長 藤田 純孝	取締役副社長 横田 昭	取締役副社長 渡邊 康平
専務取締役 丹波 俊人	取締役社長兼CEO 小林 栄三	取締役会長 丹羽 宇一郎	

取締役会

取締役社長兼CEO

小林 栄三
1972年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 取締役社長

取締役会長

丹羽 宇一郎
1962年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 取締役会長

取締役副会長

加藤 誠
関西担当役員
1964年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 取締役副会長

藤田 純孝
1965年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 取締役副会長

取締役副社長

横田 昭
営業分掌役員
(兼) 機械カンパニー、
金属・エネルギーカンパニー管掌
1967年 伊藤忠商事(株)入社
2003年 取締役副社長

渡邊 康平
経営企画・事業・IT企画・広報担当役員
(兼) チーフ インフォメーション オフィサー
(兼) 食料カンパニー管掌
1971年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 取締役副社長

専務取締役

丹波 俊人
財務・経理・人事・法務・総務・CSR・
コンプライアンス担当役員
(兼) チーフ フィナンシャル オフィサー
(兼) チーフ コンプライアンス オフィサー
1972年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 専務取締役

西山 茂樹
宇宙・情報・マルチメディアカンパニー
プレジデント
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 専務取締役

岡藤 正広
繊維カンパニープレジデント
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 専務取締役

常務取締役

南谷 陽介
生活資材・化学品カンパニープレジデント
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務取締役

田中 茂治
食料カンパニープレジデント
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務取締役

古田 貴信
機械カンパニープレジデント
1973年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務取締役

小林 洋一
金属・エネルギーカンパニープレジデント
1973年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務取締役

塩見 崇夫
金融・不動産・保険・物流カンパニー
プレジデント
1975年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務取締役



監査役 阪口 春男 常勤監査役 梅野 順義 常勤監査役 宮串 努 監査役 工藤 正

監査役会

常勤監査役

宮串 努

1968年 伊藤忠商事(株)入社
2003年 常勤監査役

梅野 順義

1968年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 常勤監査役

監査役

阪口 春男

1989年 日本弁護士連合会副会長、
1990年 大阪弁護士会会長
2001年 大阪府入札監視委員会委員長
2003年 伊藤忠商事(株)監査役

工藤 正

2002年 (株)みずほ銀行取締役頭取
2004年 (株)みずほ銀行理事
2005年 伊藤忠商事(株)監査役

執行役員

常務執行役員

中西 悦朗

繊維カンパニー エグゼクティブ バイス
プレジデント
(兼) テキスタイル・製品部門長
1971年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 常務執行役員

太田 徹

名古屋支社長
1970年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 常務執行役員

赤松 良夫

伊藤忠インターナショナル会社社長(CEO)
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 常務執行役員

中川 雅博

経営企画・事業・IT企画・広報担当役員
補佐(海外・開発担当)
(兼) 海外担当役員
(兼) 海外市場部長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 常務執行役員

桑山 信雄

中国総代表
(兼) 伊藤忠(中国)集团有限公司董事長
(兼) 上海伊藤忠商事有限公司董事長
(兼) 総経理
1971年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務執行役員

秋光 実

IT企画部長
(兼) ITOCHU DNAプロジェクト室長
1973年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務執行役員

青木 芳久

食料カンパニー エグゼクティブ
バイス プレジデント
(兼) 食品流通部門長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務執行役員

井上 裕雄

宇宙・情報・マルチメディアカンパニー
エグゼクティブ バイス プレジデント
1975年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務執行役員

鈴木 善久

伊藤忠インターナショナル会社
エグゼクティブ バイス プレジデント
(兼) 伊藤忠インターナショナル会社CAO
(兼) 伊藤忠カナダ会社社長
1979年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 常務執行役員

執行役員

松見 芳男

先端技術戦略室長
1969年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 執行役員

関 忠行

財務部長
1973年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 執行役員

能登 章友

生鮮・食材部門長
1973年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 執行役員

山田 豊滋

新産業事業室長
1973年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 執行役員

前田 一年

財務・経理・人事・法務・総務・CSR・
コンプライアンス担当役員補佐
(法務・総務・CSR・コンプライアンス担当)
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 執行役員

神吉 賢一

繊維カンパニー プレジデント補佐
(兼)繊維原料・資材部門長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 執行役員

両角 秀一

生活資材部門長
1975年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 執行役員

井出 健義

欧州総支配人
(兼)伊藤忠欧州会社社長
(兼)伊藤忠ドイツ会社社長
1975年 伊藤忠商事(株)入社
2004年 執行役員

富永 正人

事業・リスクマネジメント部長
1971年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 執行役員

佐々 和秀

ブランドマーケティング第一部門長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 執行役員

米家 正三

経理部長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 執行役員

岡田 賢二

建設・不動産部門長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 執行役員

石塚 哲士

人事部長
1975年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 執行役員

高柳 浩二

エネルギートレード部門長
1975年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 執行役員

野村 徹

プラント・プロジェクト部門長
1976年 伊藤忠商事(株)入社
2005年 執行役員

松川 良夫

エネルギー開発部門長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 執行役員

久米川 武士

ブランドマーケティング第二部門長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 執行役員

玉野 邦彦

金属・エネルギーカンパニー
チーフフィナンシャル オフィサー
(兼)金属・エネルギー管理部長
1974年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 執行役員

松本 吉晴

広報部長
1975年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 執行役員

菊地 哲

業務部長
1976年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 執行役員

石丸 慎太郎

経営企画担当役員付
2006年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 執行役員

松島 泰

自動車部門長
1979年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 執行役員

福田 祐士

化学品部門長
1979年 伊藤忠商事(株)入社
2006年 執行役員

CSR（企業の社会的責任）

CSRに関する取組

企業理念及び企業行動基準の周知徹底

当社は、「良き企業市民」として持続可能な社会づくりに貢献するために、「豊かさを担う責任」という企業理念を掲げています。また、当社の企業理念の考え方を具体的に示し、社員が判断し行動する際の基準として、「伊藤忠商事企業行動基準」を定め、遵守と周知徹底を図っています。2006年3月期には、企業理念及び企業行動基準の啓発のためのeラーニングプログラムを新たに作成し、海外の現地スタッフを含む全社員が受講しました。

伊藤忠商事の企業理念～豊かさを担う責任



CSRの取組強化

当社は、従来から事業活動を通じてCSRを実践してきましたが、「中期経営計画 Frontier-2006」の重点施策のひとつとして「CSRの推進」を位置付けた上で、2005年4月新設のCSR推進室が中心となって組織的・体系的にCSRを推進することとしました。また、CSRに関する基本方針・施策等については、「CSR・コンプライアンス委員会」で議論・検討することとし、より積極的にCSRを推進していく体制としています。

伊藤忠商事企業行動基準

1) 法令等の遵守

伊藤忠商事は、法令の遵守はもとより、国際ルールおよびそれらの精神を遵守し、社会的良識をもって行動します。

2) 社会的に有用な商品、サービスの提供

伊藤忠商事は多様化する消費者等の社会的ニーズに応えると共に、製造物責任・省資源・省エネルギー・環境保全等にも充分配慮を払い、安全かつ有用な商品・サービスの提供に努めます。また、商品・サービスの取扱いには、社会性についても充分配慮したうえに行います。

3) 長期的な視野に立った経営

伊藤忠商事は、短期的な収益のみにとらわれず、常に長期的な視野に立った経営を行います。

4) 公正な取引

伊藤忠商事は、公正かつ自由な競争の確保が市場経済の基本ルールとの認識のもとに商活動を行い、また、政治・行政との健全かつ正常で透明な関係を維持します。

5) 企業情報の開示

伊藤忠商事は、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションをはかり、積極的に企業情報を正確かつ公正に、適時開示します。

6) 環境問題への積極的取組

伊藤忠商事は、環境問題への配慮を常に忘れず、自主的、積極的に取り組めます。

7) 社会貢献

伊藤忠商事は、企業の利益と社会の利益を調和させ、「良き企業市民」としての役割を積極的に果たします。

8) 働きやすい職場環境の実現

伊藤忠商事は、従業員のゆとりと豊かさを実現し、働きやすい環境を確保すると共に、従業員の人格・個性を最大限に尊重し、自由闊達で創造性の発揮できる企業風土を実現します。

9) 反社会的勢力および団体との対決

伊藤忠商事は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは断固として対決します。

10) 国際協調

伊藤忠商事は、諸外国の習慣および文化を尊重し、平和を守り、現地の発展に貢献する経営を行います。

11) 周知徹底

伊藤忠商事は、別途定めるところに従い、「伊藤忠商事企業行動基準」の周知徹底と社内体制の整備を行います。

12) 率先垂範

伊藤忠商事の経営者は、自ら率先垂範し、「伊藤忠商事企業行動基準」の精神の実現に努め、万一、「伊藤忠商事企業行動基準」の内容に反するような事態が発生した場合には、経営者自ら問題解決にあたり、原因究明・再発防止に努めます。

また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うと共に、権限と責任を明確にしたうえで、自らも含めて厳正な処分を行います。

CSRに対する考え方

グローバル企業である当社は、日本の中だけでなく全世界で「良き企業市民」でなければならないとの考えから、企業市民として社会と共生していく必要性を強く認識しています。

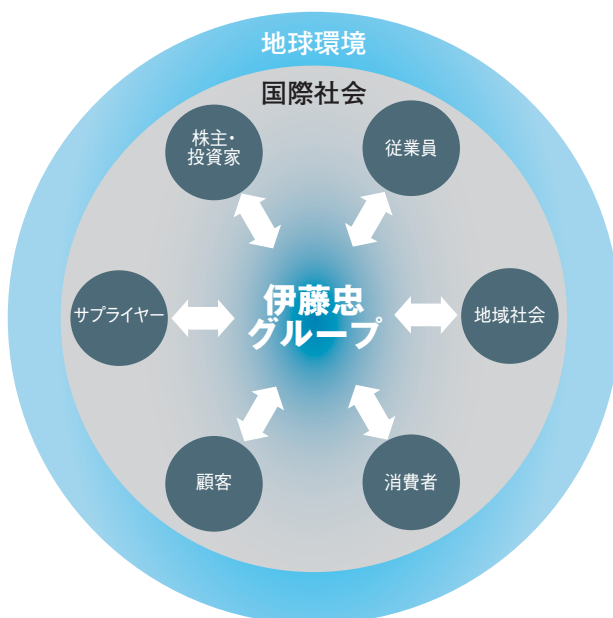
多くの地域で多様な事業を展開する伊藤忠グループは、多くのステークホルダーとの関わりを持っています。当グループが社会と共生していくために、これらのステークホルダーの期待や懸念をコミュニケーションによって把握し、日々の事業活動に反映させていくことが最重要であると考えています。そしてステークホルダーの声を真摯に受け止め、経営に反映させていく努力を怠らないことが10年後も100年後も社会から支持・信頼され必要とされる企業になることにつながると確信しています。

これらを踏まえて、当社はCSRに対する考え方を次のようにまとめました。

CSRに対する基本的考え方

企業も社会の一員であるとの考え方に立ち
良き企業市民としての責任を果たすために
企業を取り巻くさまざまなステークホルダーからの要請に配慮し
企業自らが
積極的にステークホルダーとのコミュニケーションを図ることによって
社会にとって有益な経営のビジョンや具体的施策等を
生み出し且つ実現し
ステークホルダーから支持・信頼を獲得し
もって伊藤忠グループの恒久的存続と発展を図る

伊藤忠グループの主要なステークホルダー



*上記の主要なステークホルダーの他にも、NGO・NPO、金融機関、行政官庁、マスコミ、次世代など伊藤忠グループにとって重要なステークホルダーは多く存在しており、当グループはそれを認識しています。

実効性のあるCSR推進に向けて

当社のCSR活動の中心となるのは「本業において持続可能な社会づくりに貢献すること」です。本業におけるCSRを実効性のあるものとして推進するためには、明確な目標と計画の策定など具体的な取り組みを確実に進めていく必要があります。そこで、当社では議論を重ねた結果、「中期経営計画 Frontier-2006」期間中のCSR推進基本方針を次のようにまとめました。

中期経営計画Frontier-2006期間中の CSR推進基本方針

1. ステークホルダーとのコミュニケーション強化
2. 商品・サービス・人の安全・安心面の向上
3. CSRに関する教育・啓発

CSRアクションプランの策定

当社では、7つのディビジョンカンパニーが、それぞれ異なる業界・分野で事業展開しているため、それぞれの事業領域に則したCSR目標の設定が不可欠と考え、カンパニーごとにCSRアクションプランを策定することにしました。

(※) カンパニーごとのアクションプランの詳細は、CSRレポート (p.9～22) をご覧下さい。

更に、全社横断的に強化・対応すべきCSR課題については、定期的に全社を俯瞰して課題抽出を行い、総本社が中心となって課題への対処を行うこととしています。

(※) 総本社が中心となって推進するCSRアクションプランの詳細は、CSRレポート (p.29～30) をご覧下さい。

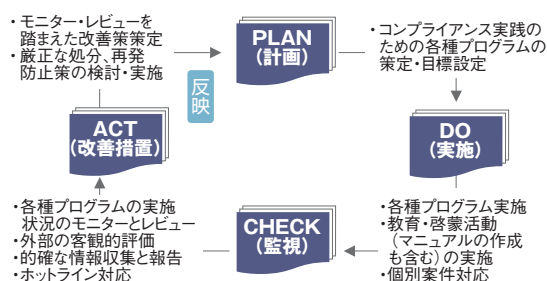
これらのCSRアクションプランに対する取組の実績は半期ごとにレビューし、アクションプランを継続的に改善していきます。また、このようなCSR活動は伊藤忠商事単体のみならず、グループ全体で取組むことが重要です。CSRの考え方の共有や研修会の実施などを通じて、国内のグループ会社、海外のグループ会社へとCSRの浸透を図っていきます。

コンプライアンス

当社が「良き企業市民」として社会との共生を図るためには、社会の最低限のルールであるコンプライアンス（法令遵守）は不可欠であると認識しています。当社は、「築城3年、落城1日」を合言葉にコンプライアンスの徹底を推進しています。

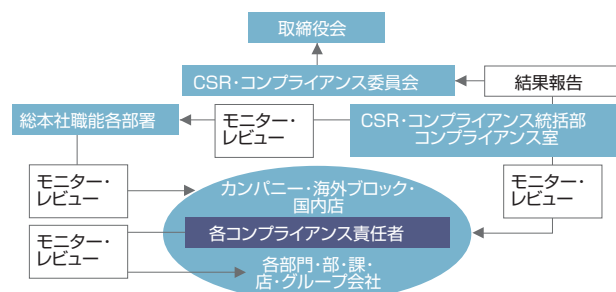
PDCAによる継続的改善

コンプライアンス徹底のため、グループ内の各組織においてアクションプランである「コンプライアンスプログラム」を策定しています。同プログラムに従い、PDCAサイクルに沿って活動していくことによりコンプライアンスの継続的な高度化を図っています。



モニター・レビューによる活動のチェック

PDCAサイクルのC（チェック）にあたる仕組みの1つとして、2004年3月期から半期に1度、グループ内の各組織に対して各種プログラム・法令遵守マニュアル等の策定状況や教育・研修の実施状況をモニターし、その結果をレビューして改善を図る仕組みを構築しています。具体的には、カンパニー・総本社機能部署・国内支社支店・海外店およびグループ会社宛にアンケートを送付し回答を得ています。このアンケートは、さらに上記各組織の内部組織（部門・部・課等）に対しても実施しており、その回答結果はトップマネジメントに報告しています。



モニター・レビューアンケート結果（抜粋）

アンケート項目	結 果				
	2004年 3月	2004年 9月	2005年 3月	2005年 9月	2006年 3月
① グループ会社のうち コンプライアンスプログラムを 策定している割合	完成率 82%	完成率 83%	完成率 94%	完成率 97%	完成率 99%
② 海外店のうち コンプライアンスプログラムを 策定している割合	完成率 69%	完成率 71%	完成率 87%	完成率 99%	完成率 99%

個別の法令の教育・研修

コンプライアンス徹底のため、特に個別法令に関しては、各種法令を「全社共通法」（各種ビジネスに共通して適用される法律）と「特別業界法」（取扱商品・サービス毎に適用される関係業界法令諸規則）に分類し、全社共通法については総本社機能部署が、特別業界法についてはカンパニー等の各組織が、それぞれ対象となる法令リストおよび遵守マニュアルを作成し、教育・研修を実施しています。

内部情報提供制度（ホットライン）

2002年に内部情報提供制度（ホットライン）を構築し、法令違反等の内部通報を受け付けています。2006年4月の「公益通報者保護法」施行に伴い、同制度を一部改訂しました。

内部監査

上記モニター・レビューの検証も含め、コンプライアンス体制・仕組みが十分機能しているかを検証するため、年1回を目処に監査部による監査を実施しています。また、通常監査でも、対象組織におけるコンプライアンスの実施状況を確認しています。

安全保障貿易管理

大量破壊兵器等の不拡散等を目的として、我が国は「外国為替及び外国貿易法」に基づく法令等により厳格な輸出等の管理を行っています。当社では、安全保障貿易管理の社内自主管理規程（貿易管理プログラム）を策定し、これら法令の遵守はもとより、国際的な平和と安全の維持を妨げることとなる取引を行うことのないよう全社的な管理を行い、安全保障の観点からも、国際社会における企業の社会的責任を果たすべく努めています。

環境に関する取組

環境アセスメント

当社は国内外において多種多様な商品取引や事業投資等を行っているため、自らの活動が地球環境に対して大きな影響をもたらし得ると認識しています。このような認識の下、1997年に伊藤忠商事「環境方針」を定め、その方針に則った事業活動を行い、環境保全に努めています。こうした考え方より、当社が最重要視しているのが、新規の商品取引や事業投資を実施する場合に、事前に環境面での十分なチェックを行う環境アセスメントの仕組みです。

具体的なチェックシステムとしては、「新規商品取扱申請」については、全申請案件につき地球環境室が環境面からの検証を加えることになっています。また、「新規投資（開発）申請」については、環境への影響をあらゆる角度から十分に精査し、環境面での影響が生じ得るものと判断された場合は、地球環境室の意見を求めることになっており、必要に応じて専門機関による環境アセスメント（自然環境、当該国の法規制、国際条約等に関する環境影響の事前調査）が実施されます。

当社の環境管理体制

当社は全社的な環境管理体制を敷き、社長より任命された地球環境委員長が環境保全活動の最上位責任者であり、その諮問機関として地球環境委員会を設けています。実務責任者としては、地球環境委員長より任命された環境管理責任者がその任にあたります。環境の管理単位である各部門には環境責任者（全75名）を選任し、環境責任者のもとにエコリーダーが配置されています。当社はISO14001を1997年に認証取得し、毎年、ISO14001に準拠した環境マネジメント及び社内監査を実施しています。

グループ会社については、さらに環境保全活動を推進する

必要があるとの考えから、2005年3月に国内連結子会社を中心として「事業会社環境責任者」を設置しました。また、環境問題に十分な配慮を要するグループ会社に対しては、2002年3月期から毎年20数社を選定し、環境アセスメント（実態調査）を実施していますが、よりいっそうの環境リスク未然防止及び環境保全の推進に努める等、今後も重点的対応分野や業種を特定した上で、メリハリのあるグループマネジメントを推進していきます。



MOTTAINAIキャンペーンの展開

当社が事業を通してどのように環境保全に貢献できるのかを考えたとき、環境保全型ビジネスを一つひとつ実現していくことが最も重要であると認識しています。当社が取り組んだ循環型社会の構築に貢献するビジネスとして最近注目されている「MOTTAINAIキャンペーン」があります。

当社は、植林活動推進等の功績により環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したワンガリ・マータイさんが提唱する「MOTTAINAIキャンペーン」に2005年7月より賛同し、「MOTTAINAI」を世界初の循環社会型環境ブランドとして展開しています。当社はこれまでに取り組んできた様々なブランドビジネスによるライセンス商品化のノウハウを最大限に活かし、MOTTAINAIキャンペーン事務局（毎日新聞社）と協力の上、商品化を通じて「MOTTAINAIキャンペーン」を世界規模で広げていきます。ごみの減量に配慮した商品、再利用可能な商品、再資

源化を企画基準とした商品など3R(Reduce, Reuse, Recycle)の理念に基づいた商品化を行っていきます。また、当社が得意とするコンテンツビジネス（音楽配信、映像化、イベント）など、独自の視点からも順次推進します。

詳細につきましては、CSRレポート(p.39～41)をご覧ください。



社会貢献活動の実践

企業理念に掲げた3つの柱のひとつは、「Societal Benefits」の実現、つまり豊かでゆとりのある社会の実現です。その実現のために当社は、国際的視野に立ち、また「良き企業市民」として果たすべき役割を自覚して、国内のみならず、国際的にも社会貢献活動を実践しています。

ビジネスを通じた社会貢献

当社は、本業を通じて社会に貢献することを目指し、これに向けた活動を行うことが重要であると考えています。その一例として、当社は、岐阜県、福井県、鳥根県、宮城県、三重県などの地方自治体と提携を行い、地域のキラリと光る企業や新技術を持つ企業を応援しています。優良な地場企業への投資から、伊藤忠グループのノウハウを活用した販路拡大や人材育成まで、その共同取り組みは多岐にわたっています。

社会貢献活動の実践

本業以外の社会貢献活動としては、食糧援助や大規模災害に対する緊急支援といった世界的問題への支援を実施しているほか、1992年より「ITOCHU LOBBY CONCERT」に地域の方々や身体障害者施設の方々を招待したり、1991年よりグループ企業と協力し、東京大学気候システム研究センターに対して地球温暖化防止に関する研究支援などを行っています。さらに、伊藤忠記念財団では、次世代を担う健全な子ども達の育成を目的に、児童の読書啓発・指導を行っている民間団体や個人の活動を対象に助成を行っています。また、ボランティア休暇・休業制度や従業員の講習会受講料に対する補助など、従業員が自主的に行うボランティア活動についても積極的に支援しています。

働きやすい職場環境の実現

国際的に幅広い領域で事業を展開する当社が継続的に発展していくためには、性別・国籍・年齢を問わず多様な人材を採用・育成することが不可欠です。また、社員のゆとりと豊かさを実現し、働きやすい職場環境を確保するとともに、社員の人格・個性を最大限に尊重し、自由闊達で創造性の発揮できる企業風土の実現を目指しています。

多様な人材の採用と育成

昨今の経済のグローバル化に対応し、連結経営を進めていく上では、各業界・分野の実態に即した人材の活用が重要です。2003年12月に策定した「人材多様化推進計画」は、性別・国籍・年齢を問わず多様な人材を活用することを目指しており、女性総合職の採用・育成、ナショナルスタッフの育成、高齢者の活用、キャリア採用の強化の具体策を実施しています。

また、身体等に障害を持つ方と共に働く機会を提供することを目的として、1987年に障害者雇用促進法に基づく特例子会社「伊藤忠ユニダス(株)」を設立しました。以後、継続して高い雇用率を確保し、障害者雇用率は2.2%(法定雇用率1.8%)となっています(2006年4月1日現在)。

なお、多様な人材の活用に対する取り組みに対して、厚生労働大臣から障害者雇用優良事業所(2002年3月期)として、東京労働局長から均等推進企業(2006年3月期)として表彰されています。

働きやすい職場環境の実現

社員が安心して育児・介護と仕事を両立することができる魅力ある職場環境を目指し、従来から充実した育児・介護支援策を講じていますが、制度内容の周知徹底と上司を含めた周囲の理解を促進し、より多くの社員が利用できるよう努めています。

また、メンタルヘルス、職場における悩み等については、事後対応より予防に重点を置き、2005年にはストレスマネジメントプログラム(心の健康診断)を開始したり、精神科医・臨床心理士等専門家に社内でカウンセリングを受けることができる社員相談体制も整備しています。更に、専門資格を有した社内キャリアカウンセラーを中心に、職務経験・適性などを踏まえたキャリアに関する専門的な相談・支援も実施しています。

魅力ある会社・企業風土創造

性別のみならず国籍・年齢等の多様化を通じ、魅力ある会社・企業風土を創造

女性経営幹部の育成・登用

